第六十二条の二の二第一項第七号イ(1)	又は二級自動車整備士（総合）	若しくは二級自動車整備士（総合）又は旧検定規則の規定による一級若しくは二級の自動車シャシ整備士を除く。）
第六十二条の二の二第一項第七号イ(2)	又は二級の自動車整備士	若しくは二級の自動車整備士又は旧検定規則の規定による一級若しくは二級の自動車整備士を除く。）
第六十二条の二の二第一項第七号イ(3)及び(4)	又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者	若しくは検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者で電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣の定める講習を修了した者又は旧検定規則の規定による一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者
第六十二条の二の二第一項第七号ロ	又は自動車電気・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者	若しくは自動車電気・電子制御装置整備士の技能検定による一級の自動車整備士（一級二輪自動車整備士を除く。）の技能検定に合格した者若しくは旧検定規則の規定による一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定を合格した者であつて電子制御装置整備士の技能検定について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者
第六十二条の二の二第一項第七号ハ(1)	又は二級自動車整備士（総合）技能検定に合格した者	若しくは二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士（一級二輪自動車整備士を除く。）の技能検定に合格した者若しくは二級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士（二級自動車整備士を除く。）の技能検定に合格した者であつて運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者
第六十二条の二の二第一項第七号ハ(2)及び第六十二条の二の二第三項	又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者	若しくは検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者で電子制御装置整備士の技能検定について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者
第六十二条の二の二第一項第七号本文	第一項第七号本文（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第一項第七号本文（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（指定自動車整備事業規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条　少なくとも一人の旧検定に合格した者を有する事業場に関して第四条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則（以下「新指定自動車整備事業規則」という。）第四条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる新指定自動車整備事業規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一号イ	第六十二条の二の二第一項第七号イ(1)若しくは(3)又はハ	第六十二条の二の二第一項第七号イ(1)若しくは(3)又はハ（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第四十六号）附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	自動車車体・電子制御装置整備士	自動車車体・電子制御装置整備士技能検定規則等の一部を改正する省令第二条の規定による改正前の自動車整備士技能検定規則（以下「旧検定規則」という。）の規定による二級自動車シャシ整備士
	一級自動車整備士（総合）	一級自動車整備士（総合）又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士
第四条第一号ロ	第六十二条の二の二第一項第七号イ又はハ	第六十二条の二の二第一項第七号イ又はハ（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	又は一級自動車整備士（二輪）	若しくは一級自動車整備士（二輪）又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士

（総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　少なくとも一人の旧検定に合格した者を有する事業場に関して第五条の規定による改正後の総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（以下「新総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令」という。）第十四条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる新総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十四条第一号イ	第六十二条の二の二第一項第七号イ(1)若しくは(3)又はハ	第六十二条の二の二第一項第七号イ(1)若しくは(3)又はハ（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第四十六号）附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。ロにおいて同じ。）
	自動車車体・電子制御装置整備士	自動車車体・電子制御装置整備士又は自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令第二条の規定による改正前の自動車整備士技能検定規則（以下「旧検定規則」という。）の規定による二級自動車シャシ整備士
	一級自動車整備士（総合）	一級自動車整備士（総合）又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士
第十四条第一号ロ	第六十二条の二の二第一項第七号イ又はハ	第六十二条の二の二第一項第七号イ又はハ（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	又は一級自動車整備士（二輪）	若しくは一級自動車整備士（二輪）又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士